平成２２年（フ）第９０５号
埼玉県鴻巣市人形２丁目２番99号
債務者　長谷川智子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９８３号
埼玉県上尾市大字原市1190番地１　パークタウンハイム第３―８号室
債務者　新井　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９９９号
埼玉県朝霞市三原２丁目35番22号
債務者　松田健一郎
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００７号
埼玉県戸田市喜沢１丁目12番地の２　キザワコーポ401号室
債務者　山口恒太郎
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７３号
さいたま市岩槻区本丸１丁目13番４号
債務者　小林　徹也
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８６号
埼玉県蕨市錦町１丁目12番40号　アーバンラフレ戸田905号
債務者　浜田　　学
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８７号
埼玉県久喜市吉羽５丁目５番地１
債務者　石田　正成
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２８号
さいたま市岩槻区大字鹿室714番地　ヤマブキ荘７号
債務者　佐藤　利雄
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３８号
埼玉県鳩ケ谷市大字里1516番地の１　フローレスマンション７番館106号
債務者　竹山　圭一
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
埼玉県川越市大字笠幡156番地287　フラワリー霞ヶ関３―103号室
債務者　小林　茂夫
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８９号
埼玉県所沢市宮本町２丁目５番６―102号　トリニテーハウス所沢
債務者　荻野　智子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５０９号
埼玉県所沢市林３丁目577番地の48
債務者　白根　　進
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５３４号
埼玉県坂戸市八幡１丁目３番22―103号　アルファウィングス、前住所埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2074番地180
債務者　櫻井　政雄
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６０号
埼玉県川越市大字今泉124番地１　県営川越今泉団地２号棟202号室
債務者　田口　洋一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６２号
埼玉県川越市新富町１丁目11番地４　ローヤルシティ本川越203号室
債務者　発知　静江
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６３４号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南３丁目19番地16
債務者　菊池　堅吉
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５４号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第61地割41番地１
債務者　平野　　智
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部